

令和2年度第1回恵庭市社会福祉審議会・児童福祉専門部会

次 第

日 時：令和2年7月13日（月）13時30分～

場 所：恵庭市民会館 2階 大会議室

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 報 告

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言期間の対応（まとめ）

4. 議 事

①市立すずらん保育園民営化の進捗状況について

②認定こども園への移行及び新規開設について

③学童クラブ保護者負担金について

5. そ の 他

【配布資料】

（資料1）新型コロナウイルス感染症「緊急事態宣言」期間の対応（まとめ）

（資料2）市立すずらん保育園民営化の進捗状況について

（資料3）認定こども園への移行及び新規開設について

（資料4）学童クラブ保護者負担金について

新型コロナウイルス感染症「緊急事態宣言」期間の対応（まとめ）

1. 国・北海道・恵庭市の動き

	令和2年2月	3月	4月	5月	6月
国		3/2～春休みまで全国小中高校等について臨時休業の要請 2/25_新型コロナウイルス感染症対策基本方針	4/7_緊急事態宣言（7都府県） 4/16_全国に緊急事態宣言（北海道は特定警戒都道府県）	5/4_緊急事態宣言を31日まで延長 5/25_緊急事態解除宣言	
北海道		2/27～3/4_道内小中学校臨時休業要請 2/28_[新型コロナウイルス緊急事態宣言]を発表 3/28_北海道新型コロナウイルス感染症対処方針 緊急事態宣言終了（3/19）で新たなステージへの移行	4/12_北海道・札幌市緊急共同宣言	5/25_感染拡大防止に向けた北海道の取組発表	
恵庭市		2/12_新型コロナウイルス予防対策連絡会議設置 3/5_屋内公共施設の休館（～3/31） 3/18_保育園、学童クラブ、障がい児通所事業所等にマスク、消毒薬等の配布	4/8_恵庭市新型コロナウイルス感染症対策本部設置。 4/1開館 4/17_屋内施設休館 5/7_屋外施設閉鎖（～5/31）		6/1_公共施設の新スタイルによる開館

2. 子ども・子育て支援関係施設の主な対応

①小中学校	臨時休業_2/27午後～3/4 3/24まで延長 春休み（3/25～4/5）	4/6_登校開始 4/17午後_臨時休業（～5/31）		6/1_通常登校開始
②幼稚園	臨時休園 ＊一時預かり事業は実施	4/7_登園開始 小中学校の臨時休業に準じて休園（～5/31）		6/1_登園開始 ＊一部段階的登園
③認定こども園	開設 ＊幼稚園部分は休園（一時預かり事業は実施）			6/1_通常開設（登園自粛解除）
④保育園	開設	2/27付厚生労働省事務連絡により、保育所、学童クラブ等については、感染予防に留意し、原則開所。 感染拡大防止の観点から、家庭内保育が可能な家庭に対し、登園の自粛を要請し、利用者負担の返還を行う（5/31まで）		6/1_通常開設（登園自粛解除）
⑤学童クラブ	2/27～3/4_休止 3/5～3/24_一日開設（8時～18時30分） 春休み期間一日開設（3/25～4/5）	4/6～17_通常午後開設 4/18_土曜開設～4/20_一日開設（～5/31）		6/1_通常午後開設（登園自粛解除）
⑥子育て支援センター	2/27_休館（～3/31）	4/1_開設 4/17_休館（～5/31） ＊柏陽と恵み野は、相談事業に対応		6/1_開設 7月から行事順次再開 ＊午前1回午後2回の入れ替え制 1回8組
⑦子どもひろば	2/27_休館（～3/31）	4/1_開設 4/17_休館（～5/31）		6/8_開設 ＊来館児童数を見ながら、密集を避けるよう配慮
⑧ファミリーサポートセンター	通常開設（3/24より病児・病後児預かりは休止）			
⑨子ども発達支援センター	通常開設	4/27_通所サービスは休止（～5/10） 5/11_通所サービスを段階的に開始	※個別相談は実施	6/15_通常支援体制
⑩障がい児通所支援事業所	通常開設			
⑪母子保健事業 （保健センター）	乳幼児相談、妊婦・育児教室、歯科健診等中止 3月1歳6か月児健診延期	4月1歳6か月児・3歳児健診延期 4/23_妊婦サージカルマスク配布	5月乳幼児健診全延期 5/20_乳幼児おしりふき配布	7月から順次再開 乳幼児健診及び歯科健診再開 5月延期分実施

3. 給付事業

事業概要	給付額	支給状況
①ひとり親家庭生活支援給付事業（市単独事業） ・児童扶養手当給世帯（3月・4月分受給者） ・児童扶養手当給世帯（5月・6月分受給者）	1世帯に1万円 1世帯に児童1人1万円 2人目以降5千円加算	◎3.4月分受給者を6/11・6/18に支給 ＊5.6月分受給者を7月支給予定
②子育て世代への臨時特別給付金（国） ・児童手当受給世帯（3月・4月分受給者）	児童1人1万円	◎6/11支給 ＊公務員分は、申請毎に順次支給
③ひとり親世帯臨時特別給付金（国） ・児童扶養手当受給世帯（6月分受給者）及び公的年金受給で児童扶養手当全部停止者 ・上記のうち、収入が減少した方への追加給付	1世帯5万円 第2子以降3万円加算 1世帯5万円 加算	＊8月以降支給予
④就学援助対象家庭生活支援臨時給付事業【教育部】 ・就学援助家庭	児童1人あたり1万円	＊7月支給予定

市立すすらん保育園民営化の進捗状況について

1 建物解体・建築スケジュール

令和2年5月～7月中旬	障がい者地域共同作業所 解体工事
7月中旬	新園舎 建築工事開始
令和3年3月	新園舎 竣工
4月	幼保連携型認定こども園 運営開始
5月以降	現すすらん保育園園舎 解体工事

2 三者協議会の開催、保護者・地域への説明

(1) 三者協議会

- ・市立すすらん保育園の民営化に係る円滑な保育業務の引継ぎ、新園舎建設工事の進捗状況、安全管理などの情報を共有するため、恵庭市保育園民営化ガイドラインに基づき、学校法人鶴岡学園・保護者・市による三者協議会を設置。
- ・第1回目の協議会を6月12日に開催。

(2) 保護者への説明

- ・5月20日 障がい者地域共同作業所解体工事の開始及び保護者用駐車スペースの変更について周知。
- ・7月以降 新園舎建設工事スケジュールや工事中の安全管理等の説明会を開催予定。

(3) 地域への説明

- ・5月22日 漁町及び桜町町内会長に対し、障がい者地域共同作業所の解体工事開始について報告。
- ・5月下旬 両町内会へ回覧での文書周知を依頼（6月恵庭市広報誌配布時期）。
- ・7月以降 両町内会及びすすらん保育園近隣住民に対し、新園舎建設工事スケジュールや工事中の安全管理等の説明会を開催予定。

3 保育の引継ぎ、合同保育

- ・本年4月1日より「北海道文教大学附属幼稚園」の保育士2名がすすらん保育園へ派遣となり、日々の保育を中心に「保育の引継ぎ」を実施。
- ・定期的に学校法人鶴岡学園、すすらん保育園との会議を開催。

認定こども園への移行及び新規開設について

1. 概 要

令和3年4月1日から、クラーク幼稚園、島松幼稚園が認定こども園への移行と北海道文教大学附属認定こども園（仮称）が新規に開設される予定です。

2. 施設の内容

①クラーク幼稚園

内 容	移行前	移行後
設 置 者	学校法人高陽学園	
施設名称	クラーク幼稚園	認定こども園 クラーク幼稚園
施設区分	幼稚園	幼保連携型認定こども園
利用定員	1号認定 280名	1号認定 240名※
		2号認定 20名※
	合 計 280名	合 計 260名

※利用定員については、現時点での予定となります。

②島松幼稚園

	移行前	移行後
設 置 者	学校法人アソカ学園	
施設名称	島松幼稚園	認定こども園 島松幼稚園
施設区分	幼稚園	幼稚園型認定こども園
利用定員	1号認定 75名	1号認定 45名※
		2号認定 30名※
	合 計 75名	合 計 75名

※利用定員については、現時点での予定となります。

③北海道文教大学附属認定こども園

設置者	学校法人 鶴岡学園	
施設名称	北海道文教大学附属認定こども園（仮）	
設置場所	恵庭市漁町394	
施設区分	幼保連携型認定こども園	
利用定員	1号認定	20名※
	2号認定	45名※
	3号認定	45名※
	合 計	110名

※利用定員については、現時点での予定となります。

◎幼保連携型認定こども園とは…

幼稚園的機能と保育所的機能の両方をあわせ持ち、単一の施設として機能を果たす認定こども園。

◎幼稚園型認定こども園とは…

認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えている認定こども園。

3. その他

今後、各設置者から、石狩振興局へ認可・認定について申請書類の提出を行い、石狩振興局にて審査を行った後、年度末までに認定こども園として認可・認定される予定です。

学童クラブ保護者負担金について

1. 学童クラブ保護者負担金について

学童クラブは平成27年度から保護者負担金を導入し、社会・経済状況の変化や近隣市町村の動向等を勘案し、3年ごとの負担金額見直しを基本としています。

平成29年度の見直し時には、検討の結果、負担金額を据え置きとし、現在の月額4,500円・土曜利用は1回380円としたところです。今年度は、前回の見直しから3年が経過することから、令和3年度から令和5年度までの3年間の負担金について検討を行います。

2. 学童クラブ負担金の負担割合の現状

国の方針（考え方）は[表1]のとおりであります。現在の市の方針では[表2]のとおり、保護者負担の一部を市が負担しています。

[表1]

保護者負担 3/6	国 1/6
	道 1/6
	市 1/6

[表2]

保護者負担 2/6	国 1/6
	道 1/6
市 2/6	

3. 負担金算定にあたって検討する事項

- ①現状の負担割合のあり方
- ②学童クラブ増設に伴う運営費増加に係る経費
- ③支援員の処遇改善に係る経費
- ④開始・延長等に係る経費
- ⑤「松恵子どもクラブ」に係る保護者負担金の考え方

4. 今後のスケジュール

6月～ 8月	学童クラブ・松恵子どもクラブ運営方針の検討
9月～10月	負担金の算定・精査 社会福祉審議会児童福祉専門部会
12月	厚生消防常任委員会
1月	保護者周知
3月	入会決定

